

国民年金保険料の納付は、お得・安心・便利な口座振替で！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？「忙しくて……」、「つい、うっかり……」といった理由でも、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもありますので、国民健康保険料の納付には、納め忘れのない安心で便利な口座振替をおすすめします。

平成17年4月からは、お得な『口座振替早割制度』も導入されます。

通常の口座振替は当月保険料を翌月末に引き落としますが、早割制度では当月保険料を当月末に引き落とすことで、毎月40円がお得になります。

お申し込みは各社会保険事務所・市町村役場・金融機関に備え付けの申出書に必要事項を記入して、口座振替を希望される金融機関の窓口へ提出してください。

なお、現在口座振替で月々納付されている方で早割制度をご利用になる場合は、改めて振替方法変更のお申し込みが必要となりますのでご注意ください。

☐ **※詳しくは、お近くの社会保険事務所へお尋ねください。**

国民年金『若年者納付猶予制度』が始まります。

平成17年4月から、20歳台の方を対象とした、『若年者納付猶予制度』が始まります。

従来申請免除制度は、本人が失業などの経済的な理由で保険料の納付が困難なときでも、世帯主(同居している親など)に所得がある場合に保険料を免除されないケースがありましたが、この制度では20歳台の方については、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

若年者納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給期間には算入されますが、年金額には反映されないため満額の老齢基礎年金を受けるためにも、10年以内に保険料を納めることができる追納制度をご利用ください。

※申請手続きは、市町村役場の国民年金担当窓口へ。

国民年金第3号被保険者の特例届出が実施されます。 (過去に届出忘れのある方を救済する措置が始まります。)

現在の制度では、第3号被保険者(厚生年金保健等に加入する方の被扶養配偶者)の届出が遅れた場合、2年以上前の機関は、保険料未納期間となっていました。平成17年4月から第3号被保険者の特例届出が実施されます。

今回の救済措置で過去の届出忘れの第3号被保険者期間については、将来その期間についても年金を受け取ることができます。

また、老齢基礎年金を受給中の方については、届出のあった月の翌月分からその期間が加算されることとなります。

なお、平成17年3月までに第3号被保険者期間についての届出をされ、届出遅れのために「保険料未納期間」となっている期間がある方(年金受給中の方を含みます。)については、社会保険庁において自動的に保険料納付期間への変更を行い、平成17年4月下旬頃変更のお知らせを送付しますので、ご確認をお願いします。

※詳しくは、お近くの社会保険事務所へお尋ねください。